

吹田市留守家庭児童育成室入室選考基準

この基準は、吹田市留守家庭児童育成室入室選考要領第5条の規定に基づき、留守家庭育成室（以下「育成室」という。）の入室選考にかかる取扱いを、以下のとおり定めるものとする。

- 1 各育成室において、入室申請基準を満たし、一斉受付期間内に申請し受付が終了した児童は、その育成室の児童数が定員に満たない場合、すべてに入室を許可するものとする。
- 2 各育成室において、入室申請基準を満たし、一斉受付期間内に申請し受付が終了した児童及び一斉受付期間後から1月末日までに申請し受付が終了した1年生又は2年生（以下「選考対象児童」という。）について、その育成室の児童数が定員数を超え、すべての児童の入室が困難と判断した場合は、次の優先順位に基づき、入室選考を行う。入室選考の結果入室が許可されない児童は、待機となる。ただし、一斉受付期間後に、退室児童が生起し、欠員が生じた場合は、待機児童の中から優先順位に基づき入室を許可するものとする。
 - (1) 配慮を要する児童として申請している児童。
 - (2) 1年生から3年生の児童を優先し、続いて4年生の順とする。
 - (3) 該当児童のすべての保護者が、月曜から金曜日のうちで月20日以上かつ1日7時間以上の就業もしくは就学している、またはそれに準ずる場合
 - (4) (1)、(2)、(3)の順で選考し、続いて以下の順位に基づき選考する。
 - ① 生活保護世帯
 - ② ひとり親世帯（父母が婚姻を解消した児童等）
 - ③ 保護者に重度の障害、もしくは、疾病がある場合
 - ④ 1年生が優先、続いて2年生、3年生の順
 - (5) 条件が同じ場合は、保育を必要とする時間の長い児童を優先する。
- 3 各育成室において、入室申請基準を満たし、一斉受付期間後に申請し受付が終了した児童は、その育成室の児童数が定員に満たない場合、受付順にて入室を許可するものとする。
- 4 各育成室において、入室申請基準を満たし、一斉受付期間後に申請し受付が終了した児童（選考対象児童を除く。）について、その育成室の児童数がすでに定員を超えて、入室が困難と判断した場合は、待機となる。ただし、受付後に、退出児童が生起し、欠員が生じた場合は、一斉受付期間後に生じた待機児童の中から申請受付順にて入室を許可するものとする。
- 5 地域教育部長が必要と判断した場合は、この限りではない。